

当組合の被扶養者調査の内容は次のとおりです。

1. 実施について

① 調査概要

- (1) マイナンバーを活用した情報連携制度により一定の情報を健康保険組合が取得し確認を行います。
(一次調査)
- (2) 一次調査の結果、更なる被扶養者資格の確認が必要となった方を対象に二次調査の通知「被扶養者調査の件（ご依頼）」を送付いたします。
- (3) 通知が届いた方は通知内容に沿って必要な書類のご準備いただき、提出期限までにご提出をお願いいたします。

※一次調査にて被扶養者資格の確認が終了となった方については通知いたしません。（書類の提出は必要ありません）

② 提出いただく確認書類

二次調査が必要となった理由により提出書類が異なりますので、「被扶養者調査の件（ご依頼）」の調査番号と「調査番号別 提出書類」を参照ください。

2. 審査の結果

① 引き続き認定の場合

当組合からの通知はありません。

② 健康保険の扶養条件から外れた場合

被保険者宛に通知いたしますので、記載されている提出期限内に、「被扶養者届（減少用）」を必ずご提出ください。

なお、期限内に「被扶養者届（減少用）」をご提出いただけない場合、当組合の定めた日付で扶養から削除いたします。

また、削除日以降に当組合の健康保険を使用された場合は、返還請求書を送付しますので、納付期限までにお振込みいただきますようお願いいたします。

3. 注意事項

- ・被扶養者が健康保険の扶養条件を満たしていないことが明らかな場合は、上記によらず、直ちに「被扶養者届（減少用）」をご提出ください。